

質疑応答書

業務名	網走市観光動画制作事業	
	質疑事項	回答事項
<p>■本業務の実施要領の企画書作成に関して伺います。 実施要領・第6の1-(1)-イにおいて、企画内容を説明する際に「動画」も可能とあり、プレゼンテーションで大型モニターの用意がされています。 企画内容の説明に動画を使用する際は、企画提案書と一緒に提出でしょうか？ その場合、提出の形式(DVD・データなど)はどうなりますか？</p> <p>■基本仕様書の6 諸権利・制限事項(2)出演者の肖像権及び音楽の著作権処理外国人モデルを採用するにあたり、肖像権の有効期限に関してお聞きします。 無期限に関しては、ギャランティが高額になるケースがあります。(5年や7年で契約を結び、随時更新の場合もあります。) 公開、使用期間に関してお考えをお知らせ頂けますか？</p> <p>質問年月日：2026年5月21日</p>	<p>(質疑事項1点目に対する回答) プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、企画提案書の追加資料を配付することを禁止しています。そのため、動画を使用して説明する場合は、必ず企画提案書と同時に提出してください。 なお、提出形式は、DVDやUSBメモリ等の電子媒体にデータを保存したものとし、提出数量は1部で差し支えありません。</p> <p>(質疑事項2点目に対する回答) 音楽素材(BGM等)の著作権については、フリー音源等の活用を想定しているため、基本仕様書「6(2)」に基づき、あらゆる媒体での二次利用を無期限・無償で妨げないよう適切な権利処理を行ってください。 出演者(外国人モデル等)の肖像権については、基本仕様書「6(4)」の通り、市では成果品を5年以上の期間にわたり利用・発信することを想定しております。そのため、出演者の肖像権については、少なくとも5年の期間、二次利用を妨げないよう権利処理・許諾手続きをお願いいたします。</p> <p>回答年月日：2026年5月22日</p>	